



梶原町町産材 利用促進事業



～住宅の建築をご検討の皆さまへ～

【令和8年度要望調査のお知らせ】

町産材の利用拡大を促進し、もって林業の持続的な発展並びに移住定住の促進を図ることを目的とし、町産材を積極的に利用して住宅を建築した方を対象に予算の範囲内で補助金を交付します。

☑ 補助対象要件

≪補助対象者≫

- ①建築後、引き続き10年以上定住する方
- ②建築用地を自ら確保できる方
- ③町税等の未納がない方(世帯全員が対象)

≪補助概要≫

- ①建築延べ面積20坪以上で梶原町産材を16㎡以上使用する住宅
- ②使用する梶原町産材の平均単価が1㎡当り8万円を上限の額とする
- ③合併浄化槽を設置するか、公共下水道、農業集落排水に接続すること

※住宅一棟分に相当する木材代金を町が補助します。(上限200万円)

※年度内完了が原則です。また、着手前に申請手続きが必要です。

※R7.4.1より住宅によっては建築確認申請が必要となっておりますので
ご注意ください。



実施について検討されている方は令和7年11月28日(金)までにお知らせください。

補助要件等、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

☎ お問い合わせ先
梶原町役場 森林づくり脱炭素推進課
森林の文化創造推進係
電話:0889-65-0811